

放課後等デイサービスたんぽぽ 重要事項説明書 (指定放課後等デイサービス)

利用者に対して指定短期入所の利用契約にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が契約者に説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社ウェルビー
所 在 地	茨城県守谷市立沢950-1
電 話 番 号	0297-20-0711
代表者氏名	代表取締役 菅谷 努
設 立 年 月	平成16年3月18日

2. 利用施設

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービスたんぽぽ
事業所の所在地	茨城県守谷市立沢1001-1
連 絡 先	0297-34-0766
管 理 者	菅谷 努
児童発達支援管理責任者	永嶋 由希子
サービスの実施地域	守谷市、つくばみらい市、取手市(旧取手地区)、常総市(旧水海道地区)
主たる対象者	知的障害児、発達障害児、精神障害児
定 員	10名
開設年月日	平成30年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目的	学齢期にある心身障害児に対し、遊びや文化活動などを通して集団活動や社会適応の訓練、基礎的な育成指導等を行うことを目的とします。
運営方針	放課後等デイサービスを通じて、生活能力の向上に必要な訓練を行い、社会との交流を促進するために、当該障害児の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効率的な指導及び訓練を実施します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨 地上1階
	敷地面積	1562.98 m ²
	延べ床面積	378.87 m ²

(2) 主な設備

室名	数	室名	数
生活介護室	2	放課後等デイサービス	1
地域交流室	2	更衣室	4
トイレ(男・女・多目的)	各1	脱衣室	1
給湯室	1	洗濯室	1
相談室	1	事務室	1

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	指定基準
管理者	1名
児童発達支援管理責任者	1名
指導員	2名以上

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として配置しています。

6. 営業日・サービス提供時間等

営業日	月曜日～金曜日 (土日その他事業所が定めた休業日は除く)
サービス提供時間	月曜日～金曜日 午後3時～午後6時
主たる対象者	知的障害児、発達障害児、精神障害児

7. サービスの提供内容

(1) 給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	集団遊びや創作活動などを通じ、自立性を高める訓練を行います。
健康管理	医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ① 日用品費②教養娯楽費③保健衛生費	実費

おやつ代 (15時30分)		50円
---------------	--	-----

(3) 第三者評価の実施状況

第三者機関による事業所のサービス評価実施の有無 有 無

<サービスの概要>

全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

8. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます。)

尚、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容料金

上記6.サービス提供内容(2)介護給付費対象外サービス内容の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の中止・変更

契約者は、事業者に対して、利用予定日の前営業日午前10時までに当事業所までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止及び変更することができます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・ ゆうちょ銀行による口座引き落とし(毎月25日)

2. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者及び契約者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

3. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者かかりつけ医療機関	医療機関名：
--------------	--------

	診 療 科 : 主 治 医 : 所 在 地 : 電 話 番 号 :
緊急連絡先①	住 所 : 電話番号: 氏 名 : 続 柄 :
緊急連絡先②	住 所 : 電話番号: 氏 名 : 続 柄 :

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口	・担 当 者 ・電話番号
守谷市保健福祉部 社会福祉課	・所 在 地 茨城県守谷市大柏 950-1 ・電話番号 0297-45-1691(直通)
茨城県保健福祉部 障害福祉課	・所 在 地 茨城県水戸市笠原町 978-6 ・電話番号 029-301-3363
茨城県運営適正化委員会	・所 在 地 茨城県水戸市千波町 1918 ・電話番号 029-305-7193

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 : ・電話番号 :
------------------	---------------------

11. 協力医療機関

医療機関の名称	守谷慶友病院
所 在 地	茨城県守谷市立沢 980-1
電 話 番 号	0297-45-3311
診 療 科	内科

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 有 ・消火器 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。

避難訓練	・定期的に避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防火管理	防火管理者：國崎 康太郎
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・ 政治活動・営利活動	利用者及び契約者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名： _____ 放課後等デイサービスたんぽぽ _____
 説明者職名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所： _____
 氏名： _____ 印

契約者住所： _____
 氏名： _____ 印
 続柄： _____